○地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件（同一二五）　一五九
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（同一二六）
○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件（同一二七）
○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件（同一二八）
○放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同一二九）
○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件（同一三〇）　一六〇
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三一）
○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三二）
○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同一三三）　一六〇
○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三四）
○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三五）　一六一
○指定周波数変更対策機関における特定周波数変更対策業務の廃止の件（同一三六）
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき平成二十二年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地域等を指定する件（同一三七）
○非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三八）　一六二
○平成二十三年四月一日以後の日を発行日とする引揚者国庫債券の様式の要項を定める件（財務九七）
○平成二十三年四月一日以後の日を発行日とする引揚者特別交付金国庫債券の様式の要項を定める件（同九八）　一六三
○平成二十三年四月一日以後の日を発行日とする遺族国庫債券の様式の要項を定める件（同九九）　一六五
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件（同一〇〇）　一六六
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同一〇一）
○登記印紙の形式を廃止する件（同一〇二）
○株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件の一部を改正する件（同一〇三）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条に基づく、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件（同一〇四）
○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件（同一〇五）　一六六
○株式会社日本政策金融公庫法に定める事業の振興に必要な資金の告示の廃止及び制定した件（財務・経済産業一）　一六七
○平成二十三年度において司書及び司書補の講習を実施する件（文部科学六三）　一六九
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件（同六四）
○原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する規則（同六五）　一七一
○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働九七）　一七三
○平成二十三年度雇用施策実施方針の策定に関する指針（同九八）　一七八
○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（同九九）　一八七
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一〇〇）　一九〇


（以下次のページへ続く）